

# 美郷町立美郷南学園 いじめ防止基本方針

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、SNS等への書き込みやインターネット動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、平成30年1月に「美郷町いじめ防止基本方針」が改訂されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「美郷町立美郷南学園いじめ防止基本方針」を定めるものである。

## もくじ

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめの未然防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめへの対処

### 第2 いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの未然防止等のための組織
- 2 いじめの未然防止等に関する措置
  - (1) いじめの未然防止
  - (2) いじめの早期発見のための措置
  - (3) いじめに対する措置
  - (4) インターネット上のいじめへの対応
- 3 その他の留意事項
  - (1) 組織的な指導体制
  - (2) 校内研修の充実
  - (3) 校務の効率化
  - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
  - (5) 地域や家庭との連携について
  - (6) 関係機関との連携について
- 4 重大事態への対処
- 5 いじめ防止においてのPDCAサイクル図

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

【参考】別紙1～4

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

学園生に対して、当該学園生が在籍する学校に在籍している等当学園生と一定の人的関係にある他の学園生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった学園生が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、学園生や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている学園生をしっかりと守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等の取組を進める。

#### （1）いじめの未然防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための未然防止的取組が最も大事であると考える。そこで、本校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

#### （2）いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、学園生の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

#### （3）いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた学園生の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みず、学年及び各ブロック、さらに学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

## 第2 いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの未然防止等のための組織

いじめの未然防止等を実効的に行うため、「ポジティブアップ（いじめ不登校対策委員会）」を設置する。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。また、学期に1回程度、児童生徒会との話し合いの時間をもつなど、学園生の意見を積極的に取り入れていく。

## 【構成員】

校長、両教頭、両生徒指導主事、養護教諭、  
特別支援教育コーディネーター、関係職員、その他（関係機関等）

## 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮学園生への支援方針決定

## 2 いじめの未然防止等に関する措置

※別紙1参照

### （1）いじめの未然防止

#### ア 学園生が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、学園生が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。
  - 異学年交流活動（ファミリー班活動）の実施
  - 学級活動での話し合い活動の実施
  - 縦割りファミリー班での清掃活動の実施
  - ボランティア活動の推進
- (イ) 学園生同士で悩みを聞き合い相談し合う、ピア・サポート活動を推進する。
  - 児童生徒会による意見箱の設置
  - 特別活動等における学園生同士の相談活動の推進
- (ウ) いじめへの理解や過去の事例について、学園生が学ぶ機会を児童生徒自身の手で企画実施する。
  - 全校学習会（人権集会）をはじめ、全ての教育活動での人権教育の実施
  - 児童生徒会による運動会などの学校行事の企画提示

#### イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 学園生の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
  - 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
  - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に学園生が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、学園生に寄り沿った相談体制づくりを目指す。
  - 年2回の定期教育相談週間の設定
  - 毎月末児童生徒を対象に行う「心のアンケート」をもとにした教育相談
- (ウ) 教科や朝の会・帰りの会の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
  - 教科や朝の会・帰りの会の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
  - 外部講師による講演会の実施

- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進し、広報啓発を充実させる。
- P T A総会での学校の方針説明
  - 学校通信を活用した、いじめの防止活動の報告
  - 保護者を対象とした研修会の開催や、就学前のガイダンス等の実施
  - 要対協・学校運営協議会や各地区民生委員の方々との連携

## (2) いじめの早期発見のための措置

- ア いじめられた学園生、いじめた学園生が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
- 学園生の発する具体的なサインの作成と共有 **※別紙2、3参照**
- イ 定期的に教育相談週間を設け、学園生が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定（年2回実施）
  - いじめの相談窓口の周知
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての学園生を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
- 学校独自のアンケートの実施（毎月実施）
  - 県下一斉のアンケートの実施
- エ ポジティブアップ（いじめ不登校対策委員会）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任及びブロック職員等のもつてているいじめにつながる情報、配慮を要する学園生に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
- 職員会議での情報の共有
  - 9年間を通した一貫性・系統性のある生徒指導、情報の確実な引き継ぎ
  - 過去のいじめ事例の蓄積

## (3) いじめに対する措置

**※別紙4参照**

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
  - いじめられている学園生や通報した学園生の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
  - いじめの事実について生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに通報する。
- イ 情報の共有
- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はポジティブアップ（いじめ不登校対策委員会）の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- ウ 事実関係についての調査
- 速やかに臨時のポジティブアップ（いじめ不登校対策委員会）を開き、調査の方針について決定する。
  - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告する。

- 学園生及び教職員の聴き取りに当たっては、ポジティブアップ（いじめ不登校対策委員会）の職員のほか、学園生が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
  - 必要な場合には、学園生へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた学園生又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- エ 解決に向けた指導及び支援
- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
  - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
  - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、臨時のポジティブアップ（いじめ不登校対策委員会）で決定する。
  - 事実関係が把握された時点で、臨時のポジティブアップ（いじめ不登校対策委員会）において、指導及び支援の方針を決定する。
  - ポジティブアップ（いじめ不登校対策委員会）の委員や学年職員、ブロック職員と連携して組織的な対応に努める。
  - 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

### **いじめられた子どもとその保護者への支援**

#### **【いじめられた学園生への支援】**

いじめられた学園生の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた学園生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した対応を考慮する。

#### **【いじめられた学園生の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

### **いじめた子どもへの指導とその保護者への支援**

#### **【いじめた学園生への支援と対応】**

いじめを行った学園生に対しては、成長支援の観点から、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、

いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要かつやむを得ない場合には出席停止等の措置を行う。（町教育委員会）

#### 【いじめた学園生の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 学園生や保護者的心情に配慮する。
- ・ いじめた学園生の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

#### 【保護者同士が対立する場合などの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 町教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害学園生だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような学園生の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### 才 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合は、警察等関係機関と連携して対応する。

### 力 繼続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

#### (4) インターネット上のいじめへの対応

##### ア 学園生・保護者への啓発

###### インターネット上のいじめ

- ・ 特定の学園生の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・ 特定の学園生になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする。
- ・ 掲示板等に特定の学園生の個人情報を掲載するなど。

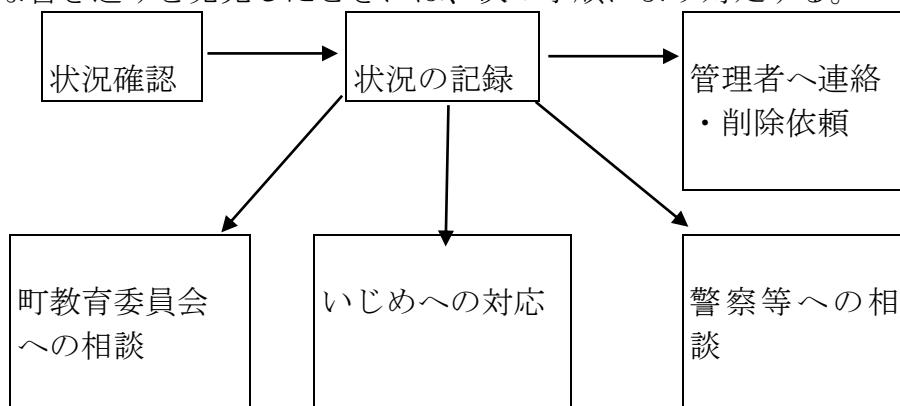
発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であり、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な心の傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させる取組を行う。

##### イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。  
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や特別活動、朝の活動等における情報モラル教育の充実を図る。
- 学園生や保護者を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

##### ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みず、ブロック及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、

全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるための研修を実施していきます。教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

### （3）校務の効率化

教職員が学園生と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### （4）学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や「学園生にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

### （5）地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようとするため、PTAや学校運営協議会、各地区民生委員、地域との連携促進を行い、学校と地域家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

### （6）関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

#### ① 町教育委員会との連携

- ・ 関係学園生への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

#### ② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

#### ③ 福祉関係との連携

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

#### ④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

## 4 重大事態への対処

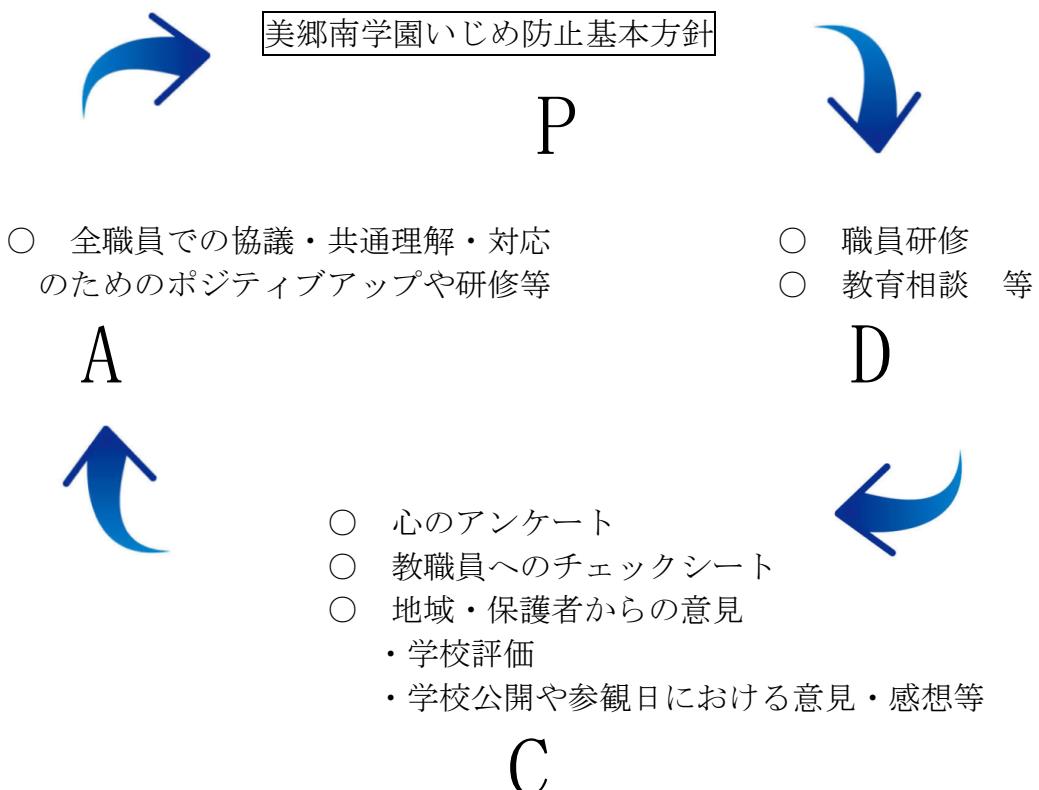
（1）いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとする。

○ 学園生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 1 学園生が自殺を企図した場合
  - 2 身体に重大な傷害を負った場合
  - 3 金品等に重大な被害を被った場合
  - 4 精神性の疾患を発症した場合
- 学園生が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・ 年間の欠席が30日（不登校の定義による）を目安とする。
    - ・ 連續した欠席の場合は、状況により判断する。

（2）事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

## 5 いじめ防止においてのPDCAサイクル図



## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

（1）学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

（2）学校の基本方針について、PTA総会で説明し、ホームページ上で公表する。